

(別紙1)

北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務 仕様書

1 業務名

北広島町避難行動要支援者管理システム導入業務

2 業務の目的

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化された。

本町において、同システムを導入することにより、避難行動要支援者に対する適切な避難支援を行うとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画作成にかかる事務の効率化を図る。

3 納期

契約締結日から令和6年3月15日

納期までに、機器設置、初期セットアップ作業、既存データの入力作業、操作説明等の納品等を完了し、納期翌日から本稼働が可能になること。

4 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 導入システム基本要件

ア 安定的な稼働を行うため、導入実績のある安定性、信頼性に優れたソフトウェアであること。

イ 操作において、特別な知識を持たない職員においても使いやすいように画面構成や入力操作の共通性及び検索機能の充実した操作性に優れたシステムであること。

ウ 利用端末は、スタンドアロン構成の新規ノートパソコン1台を危機管理課に設置し、プリンタは、既存ネットワークプリンタを利用する。

エ 民生委員、行政区等のマスタ情報を登録設定すること。

オ 既存データの移行については、確実な方法ですべての内容をデータ移行すること。

カ 導入システム機能要件

別紙2「システム機能要件一覧表」のとおりであるが、平常時の操作及び災害時の対応を踏まえて有効な機能等があれば積極的に提案すること。

(2) ハードウェア仕様

ハードウェアについては、導入後5年以上安定して稼働できることとし、稼働後著しく

不安定な場合には、導入業者においてハードウェアの増強等を行うこととする。

- ・形状：新型ノートパソコン
- ・ディスプレイ：15.6型（フルHD1920×1080）
- ・OS：Windows 10 Pro 64bit
- ・CPU：インテルCore i5相当
- ・メモリ容量：16GB
- ・SSD容量：512GB以上
- ・ドライブ規格：DVD-ROM
- ・Officeアプリケーション：Microsoft Office Home and Business2021
- ・その他：USBマウス、5年間保証、別途バックアップ装置を備え、データ破損の際にも復旧が可能なこと。

(3) ソフトウェア仕様

ア 住民基本情報等の連携

定期的に本町の住民基本情報システムから抽出したCSVデータによる住基番号、氏名、性別、生年月日、住所等を取り込み、本システム内の名簿情報を更新できること。

イ 介護認定情報等の連携

定期的に本町の介護認定情報、障害者情報等の福祉関連システムから抽出したCSVデータを取り込み、本システムの情報更新ができること。

ウ 取り込むデータを、対象者の情報更新として利用するだけでなく、本町の避難行動要支援者要件に該当する者を、自動的に名簿登録者として抽出できる仕組みを有すること。

なお、本町の取込データは、以下のとおりである。

	契約会社名	システム名称
住民基本情報	㈱サンネット	COKAS-R/ADⅡ
介護認定情報	㈱サンネット	介護認定システムRJ
障害者情報	㈱サンネット	COKAS-R/ADⅡ
その他情報（エクセルで作成した名簿等）	—	—

エ 更新処理の機能

システムに反映したデータの一括更新機能等による容易な情報更新や台帳の抽出ができること。

オ 住宅地図データ連携の機能

住宅地図データと連携し、マップデータの取り込みが可能であり、名簿登録者のマッピングや避難場所、避難経路等の登録が可能なこと。

カ 帳票作成及び出力

各種帳票の作成・更新・出力が可能であり、容易にカスタマイズできること。ま

た、任意の条件抽出による出力が可能なこと。

(4) 安全対策

ア アクセス権の設定

(ア) 職員の認証は、ユーザ ID およびパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の仕組みによって実施すること。

(イ) 職員権限の設定により、権限を付与された職員が与えられた範囲のみ操作できるように、不正なアクセス等からデータ保護を図ること。

(ウ) 容易に第三者が情報の閲覧や印刷などができないようなセキュリティの確保をすること。

(エ) パスワードを定期的に変更できる仕組みを有すること。

イ ウィルス対策

ウィルス対策ソフトを導入し、最新定義ファイルが更新できること。

ウ 障害対策

システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講ずること。また、障害が発生したときには、データを修復できるように対策を講ずること。

(5) 開発体制

本システムの開発に際しては、業務体制表を作成し、本町に対し書面で通知すること。

(6) マニュアル・研修

ア システムを円滑に活用できるよう、運用マニュアル及び操作マニュアルを作成し、電子媒体で納入すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合は、改訂を適宜行うこと。

イ 運営及び操作に関する研修を行うこと。なお、異動に伴う研修については、必要に応じて行うこととするが、その際には、保守契約内で行うこと。

(7) 運用・保守

ア システムの運用やトラブル発生時の対応について、本業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。

イ 導入するハードウェア、ソフトウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、システム、本事業の制度、ハードウェア等に精通していること。

ウ 保守業務の開始前に、保守体制表を作成し、本町に対し書面で通知すること。

エ システム運用時及び契約終了時に、原課から求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部を CSV 形式等の汎用的なデータで抽出を行い、原課に提出すること。これは、保守の範囲内とする。

オ 住民基本台帳やその他の連携データを取り込む際は、立ち合いを行う等、本町職員の支援を行うこと。

5 納品物・完成図書

納品物、完成図書は以下のとおりとし、業務完了後、履行期限までに、北広島町役場危機管理課に提出すること。

ア システムアプリケーション 一式

イ ノートパソコン 一式

ウ 操作・運用システムマニュアル（電子媒体） 一式

エ その他システム稼働に必要な物品等 一式

なお、業務終了後速やかに「業務完了届」を提出すること。

6 検査

- (1) 本業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本町が要求する機能および性能を実装している必要があるため、システム運用に係る検査を本町職員との立ち会いのもと、本稼働前に実施する。
- (2) 本町財務規則を含む法令等に違反した場合や、検査時に、本仕様書および機能要件一覧表で求める必須機能や性能が実装されていない等の事実が判明した場合、契約相手方として資格を失うものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由によって本町に損害等が発生した場合、受託者はその賠償責任を負うものとする。

7 その他注意事項

(1) 作業時間

本町職員が立ち会い等を必要とする打ち合わせ、協議などは、原則として法令で定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで実施すること。ただし、やむを得ない場合は、双方で協議のうえ例外的に認める。

(2) 情報の保護

本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た全ての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏洩しないこと。

なお、個人情報を含むデータについては、紙・電子媒体を問わず、庁外での持ち出しを禁止し、現地での取り扱いとする。

(3) 疑義に関する協議

本仕様書に定めのない事項または業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、その都度、本町担当者と協議することができる。